

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月5日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

宮谷小学校における、スプリンクラー管漏水修繕

2 履行（納品）場所

横浜市西区宮ヶ谷 6-7
横浜市立宮谷小学校

3 契約日

令和5年12月8日

4 履行日又は履行期間

令和5年12月26日から令和5年12月28日

5 契約金額

¥426,800.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町 4-12
代表取締役 田中 信正

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

正面玄関前、地中のスプリンクラー管で漏水が発生した。スプリンクラーが使用できず、また漏水箇所のアスファルトが水漏れや隆起をしており、児童の通行に危険な状態であったため、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿から、近隣で速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

横浜市立宮谷小学校